

中山間地域等直接支払事業

<事業目的>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、協定に基づき農業生産活動等を行う中山間地域等に交付金を交付することにより、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ります。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域は、高齢化が進展する中で平地に比べ条件不利地域が多いことから、担い手の減少や耕作放棄の増加等により、多面的機能の低下や集落機能の衰退が懸念されています。このため、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付します。
- ・ 5年間農地を維持できなかった場合の遡及返還要件が設けられていることから、高齢化や担い手不足に伴い、令和2年度（2020年度）から第5期対策へ移行することを機に取組面積がやや減少しました。

<事業内容>

直接支払交付金

中山間地域等の一団の農用地において、集落協定等を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接支払交付金を交付する。

<事業主体>

市町村

<負担割合>

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（知事特認地域は、国 1/3、県 1/3、市町村 1/3）

<採択要件>

1 対象地域

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）の指定地域及び知事が定める特認地域

2 対象農用地

- (1) 急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地・採草放牧地：15° 以上）
- (2) 緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8° 以上 15° 未満）
- (3) 小区画・不整形な田
- (4) 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

3 対象者

集落協定又は個別協定に基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

中山間地域等直接支払事業

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を確保するための交付金を農業者等に交付する事業

事業概要

【対象地域】

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地域振興法等）指定地域及び知事が定める特認地域

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000	草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（1/100以上）	8,000		緩傾斜（8°以上）	3,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500	採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
				緩傾斜（8°以上）	300

※平地とのコスト差に相当する上記単価を支払う場合に、国が1/2（県特認基準地域は1/3）交付

- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取り決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
(耕作放棄の発生防止、法面保護・改修、水路・農道等の管理、景観作物の作付け等)
- ② 体制整備のための前向きな取組み
(集落戦略の作成。集落戦略とは、協定参加者で農地や集落の将来像を話し合い、取りまとめたもの。)
※②を実施しない場合には交付単価は8割

主なポイント (R5)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 [超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可]	■急傾斜農地(*1) 10,000円(田、畑) ■超急傾斜農地(*2) 14,000円(田、畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地(*2)の保全や有効活用を支援	6,000円(田、畑)
集落協定広域化加算 【上限額:200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目に関わらず)
集落機能強化加算 【上限額:200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組みを支援	
生産性向上加算 【上限額:200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組みを支援	

(*1) 田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

(*2) 田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

【交付金の全額遡及返還の緩和 (R2~)】

- ◎ 5年間の協定期間中に農業生産活動等が継続困難となった場合、これまでは「協定農用地全体について全額遡及返還」することとなっていたが、「その農地に限っての一部返還」に緩和
- ◎ 協定参加者の病気・高齢、自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、返還が免除

未来につなぐふるさと応援事業

<事業目的>

中山間地域や棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮することを目的に、地域住民による農地や土地改良施設等の利活用や、それらを維持保全する活動を支援することで、中山間地域や棚田地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、自然・文化資源としての役割を果たすなどの多面的機能を有しています。
- ・ これらの多面的機能を良好に発揮するためには、保全・利活用に係る地域住民の共同活動の活性化が必要です。

<事業内容>

補助事業名	補助対象の取組み	事業主体	対象地域	補助金額
1 指導員等活動支援事業	ふるさと・水と土指導員等による「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取組み	熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等	・ 中山間地域 ・ 棚田地域	定額 上限 500 千円
2 棚田 PR 事業	棚田地域の農地等の保全に対する都市住民の意識向上及び保全活動の必要性等の普及・啓発に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	棚田地域	定額 上限 500 千円
3 農○連携事業	農業と教育や健康づくり等が連携した「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動、子ども向け体験交流活動」に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	・ 中山間地域 ・ 棚田地域	定額 上限 500 千円
4 棚田地域保全活動支援事業	棚田地域における保全技術の伝承、景観維持等の保全活動の展開に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	棚田地域	定額 上限 500 千円
5 地下水かん養機能等保全活動事業	中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的とした取組み	土地改良区等	中山間地域	定額 上限 1,000 千円

【お問い合わせ先： 1、2、4：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378
3、5：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

令和5年度未来につなぐふるさと応援事業(39,000千円)

財源(基金:国1/3、県2/3)

ふるさとづくりの活動支援

- 1 地域活動を先導する人材の育成・支援
(1) ふるさと水と土指導員の認定、全国研修会の参加 766千円
(2) 指導員等活動支援事業(補助)
6地区×500千円/件 3,000千円
- 2 地域活性化に向けた住民活動の支援
(1) 地下水かん養機能等保全活動の支援(補助)
4地区×1,000千円/件 4,000千円
(2) 指導員等活動支援事業(補助)【再掲】
6地区×500千円/件 3,000千円
- 3 ホームページによる広報
ふるさと応援ねっと(委託) 979千円

地域資源を活用した多分野との連携

- 4 多分野と連携した農業農村を応援する取組
(1) 農と観光の連携(委託) 5,000千円
■ (2) 農と食の連携(委託) 2,500千円
(3) 農〇連携(補助)
16地区×500千円/件 8,000千円

棚田の振興

- 5 熊本が誇る美しい棚田の保全
(1) 棚田を活用したイベント(補助)
8地区×500千円/件 4,000千円
(2) 棚田地域保全活動支援(補助)
4地区×500千円/件 2,000千円
(3) 棚田地域支援の広報(委託) 2,021千円
(4) 棚田カード 500千円
(5) 指導員活動支援事業(補助)
7地区×500千円/件 3,500千円
(6) 農〇連携(補助)
4地区×500千円/件 2,000千円

事務費

- 6 事務費 734千円

農地保全 普及啓発 都市農村交流による小さな経済活動

多面的機能を有する中山間地域の農地 農村を未来に引き継ぐ



<ダンダン>

未来につなぐふるさと応援事業キャラクター

地域づくり夢チャレンジ推進事業

<事業目的>

地域の活性化及び令和2年7月豪雨からの復旧・復興を目指し、市町村や地域団体等の自主的な地域づくりを後押しするため、人口減少対策、起業、交流拡大等に資する取組みへの総合的な支援を行います。

<背景／課題>

各地域においては、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために、新たな地域づくりや令和2年7月豪雨からの復興に向けた取組みを進めていくことが大切です。

<事業内容>

- (1) 人口減少対策（地域づくり人材の育成）
 - ・ 若者や地域おこし協力隊など地域づくりの担い手となる人材の掘り起こしや育成等を目的として行う取組み
- (2) 地域の宝さがし
 - ・ 地域づくりを推進し、地域の活性化を図るため、地域にある資源を洗い出し、地域内外へ情報発信等を行う地域づくりの取組み
- (3) 起業の誘発
 - ・ 地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組むコミュニティ・ビジネス等の開始又は規模拡大等、起業に向けた取組み
- (4) 交流の促進
 - ・ 地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外からの交流人口の拡大を促進する取組み

<事業主体>

市町村、地域団体等

<補助率>

ソフト 3/4

ハード 1/2

<採択要件>

次の要件を満たす事業であること。

- (1) 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- (2) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと（ただし、高度な専門性が必要である等の合理的な理由がある場合を除く）。
- (3) 備品等の取得のみを目的とする事業でないこと。
- (4) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。
- (5) 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- (6) 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。

地域づくり夢チャレンジ 推進事業

趣 旨

地域の活性化や令和2年7月豪雨からの復旧・復興を目指し、市町村や地域団体等による自主的な地域づくりを後押しするため、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために行う、新たな地域づくりの取組みを支援するもの。

R5予算額: 180百万円の一部

【支援対象】
市町村、地域団体等

7つの分野に支援	1 人口減少対策 (地域づくり人材の育成)	地域課題の解決に向けて、若者や地域おこし協力隊など地域づくりの担い手となる人材の掘り起こしや育成等を目的として行う取組み
	2 地域の宝さがし	地域の活性化を図るため、地域にある資源を洗い出し、地域内外へ情報発信等を行う地域づくりの取組み
	3 起業の誘発	地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組むコミュニティ・ビジネス等の開始又は規模拡大等、起業に向けた取組み
	4 交流の促進	地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外からの交流人口の拡大を促進する取組み
	5 豪雨枠	令和2年7月豪雨からの復興に向けて、被災地域における交流人口減少に歯止めをかけるため、自然・食・文化等の地域資源を活かしたPRイベントの開催や地域の魅力発信などの取組み
	6 その他の取組み	上記以外の地域づくりの取組みのうち、地域の特性や優位性を生かした先進的かつモデル的な取組み

補助対象事業例

- 人口減少対策(地域づくり人材の育成)
 - ・学生を対象とした地域の活性化や地域課題の解決に向けたオンラインワークショップを開催する取組み など
- 地域の宝さがし
 - ・地域資源(食べ物、自然、体験など)を洗い出し、年間曆をポスターとしてまとめて、地域内外へ情報発信する取組み など
- 起業の誘発
 - ・規格外野菜を活用して農家や加工者の収入増につなげる加工販売の立上げに向けた試作品づくり など
- 交流の促進
 - ・地域独自の資源や特性を生かしたツーリズムのモデルコースづくり
 - ・地域の食や文化等の他地域への情報発信、誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組み など
- 豪雨枠
 - ・令和2年7月豪雨による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための、地域資源を活かしたツーリズムのモデルコースづくりや誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組み など

特定地域づくり事業推進交付金事業

<事業目的>

マルチワークの仕組みを活かして、地域に安定的な雇用環境を生み出すことで地域社会の維持と地域経済の活性化につなげます。

<背景／課題>

地域人口の急減に直面している地域においては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事量が少なく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況があり、人口流出の要因になっています。

<事業内容>

地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、事業協同組合で雇用した職員を組合員事業者に派遣することで、地域の担い手を確保するための仕組み（特定地域づくり事業協同組合制度※）の認定を受けた組合に補助金を交付します。

※「特定地域づくり事業協同組合制度」とは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
 - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
 - ③特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
 - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
 - ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
 - ⑥組合運営費について財政支援をうけることができるようにする
- というものです。

<事業実施主体>

特定地域づくり事業協同組合

<補助率>

1/2 市町村（国交付金 1/4、特別交付税 1/8、市町村 1/8）
1/2 利用料金収入

<採択要件>

特定地域づくり事業協同組合制度の認定を受けた事業協同組合

【お問い合わせ先：地域振興課 移住定住推進班 096-333-2155】

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

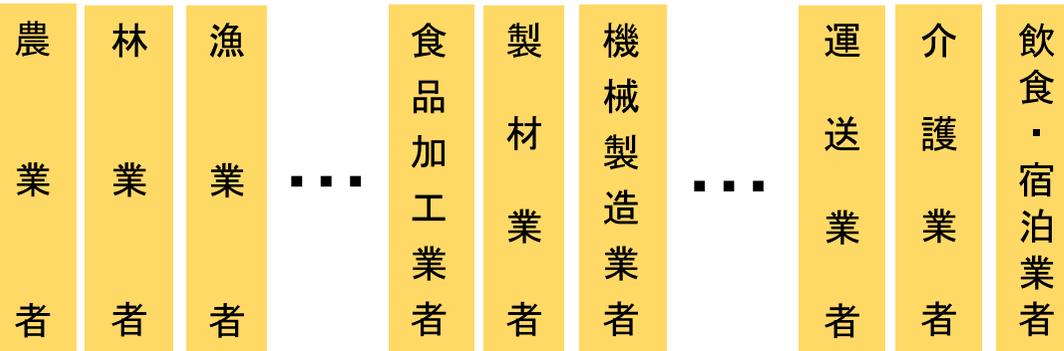
特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



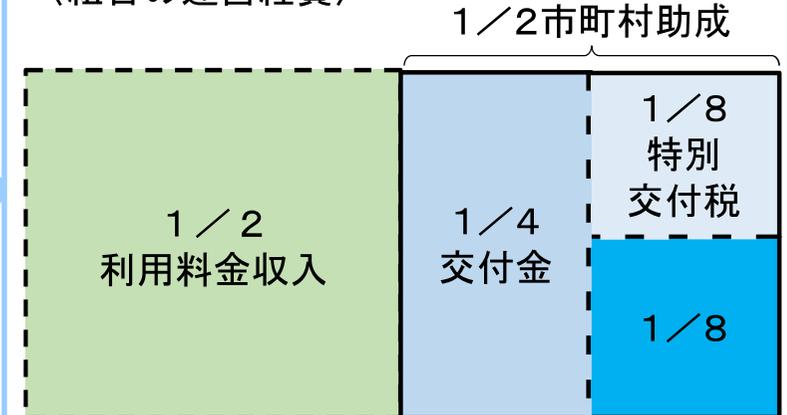
人材派遣 利用料金

特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村

〈組合の運営経費〉



財政
支援

認定

都道府県

がまだす里モン支援事業

<事業目的>

「くまもと里モンプロジェクト推進事業（H25～H31 年度）」により、県内各地に様々な地域活動の芽吹き、成果が生まれました。これらの成果を踏まえ、農村コミュニティの機能強化を図り、地域活動を持続できる体制づくりを目指す住民主体の取組みを支援する市町村への補助を通じて、県内農村地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 「くまもと里モンプロジェクト推進事業（H25～H31 年度）」により、様々な地域活動が芽吹きました。地域の活性化を図るためには、これらの活動を継続・発展することが重要です。
- ・ 人口減少が進む中山間地域等においては、地域活動の担い手となる人材の確保や活動資金の捻出等が課題となっています。

<事業内容>

下記の3つのテーマに関する取組みを補助します。

- (1) 人材育成、確保のための取組み
- (2) 活動資金確保のための取組み
- (3) 活動の発展性を高めるための取組み

<補助事業者等>

補助事業者：市町村

事業実施主体：市町村、任意の活動団体、NPO 法人、各種団体等

<補助率>

県 1/2、市町村 1/2（1 事業実施主体当たりの補助上限額 500 千円）

<採択要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 地域住民が自ら行う活動であること（地域住民以外のものが取り組む場合は、地域住民と連携した活動であること）。
- (2) 原則として国又は県から他の補助金等を受けない事業であること。
- (3) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要などの合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- (4) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられており、一過性のものでないこと。
- (5) 地域課題や住民ニーズに対応し、地域への波及効果が見込めること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

がまだす里モン支援事業

農山漁村地域の活性化を図るため、地域活動を持続できる体制づくりを目指す県内各地域の住民主体の取組みを支援する市町村を補助します。

補助対象メニュー

- 1 人材育成、確保のための取組み
 - (1) コミュニティの支援
 - ・・・ 集落コミュニティの維持、強化に資する活動
 - (2) 移住、定住の促進
 - ・・・ UIJターン等による移住・定住の促進に資する活動
 - (3) 担い手育成
 - ・・・ 地域活動の担い手育成に資する活動
- 2 活動資金確保のための取組み
 - (1) 特産品等の開発
 - ・・・ 特産品等の開発や必要な体制づくりのための準備活動
 - (2) 特産品等の販路開拓、拡大
 - ・・・ 特産品等の販路開拓、拡大のための活動
 - (3) 農林水産業と異分野の連携によるビジネスの創出
 - ・・・ 異分野と連携した新たなビジネスの創造、展開のための活動
- 3 活動の発展性を高めるための取組み
 - (1) 人的ネットワークの構築
 - ・・・ 異分野、異業種等の人的ネットワークの構築に資する活動
 - (2) 情報発信
 - ・・・ 活動内容や地域の魅力等を地域内外に発信するための活動

<里モンプロジェクト推進事業> (H25~H31)



地域活動団体等への直接的な“芽吹き”の支援“

<がまだす里モン支援事業> (R2~R5)



①活動へのバックアップ体制を強化
②地域の特性を生かしたビジネスの創出等を支援し、自主財源や人材を確保する流れを作る。

継続性、発展性の向上を図る。

<目指す姿>



○地域活動の担い手となる人材及び活動資金の継続的な確保
○活動への継続的な支援体制の構築

地域に根付いた持続可能な地域活動へ

都市農村交流対策事業

<事業目的>

中山間地域における農業以外の所得確保策として、農林水産業や農山漁村地域の自然等の多面性を活かすことができる農泊（農山漁村滞在型旅行）等の取組みを支援し、県内農山漁村地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地域では、農業以外の所得確保策が必要であり、農林水産業や農山漁村地域の多面性を活かすことができる「農泊」は、所得向上を図るうえで重要な柱として位置づけられています。
- ・ しかしながら、高齢化や人口減少が進む中山間地域等においては、活動の担い手となる人材の確保や活動資金の捻出等が課題となっています。

<事業内容>

都市住民、消費者、子ども等を対象とし、農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な交流に係る以下の取組みを支援。

- (1) 推進体制の整備・調整役の設置
- (2) ワークショップ活動等による地域資源発掘・再評価、地域内の合意形成等の取組み
- (3) 交流担い手の育成・確保
- (4) 受け入れの実施
- (5) 体験活動の安全確保のための器具・機材等整備
- (6) 情報発信機能の強化
- (7) その他、一時的な交流から滞在あるいは複数回来訪への発展に必要な活動

<補助事業者等>

補助事業者：市町村

事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体等

<補助率>

県 1/2 以内（1事業実施主体当たりの補助上限額 1,200 千円）

<採択要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 受入組織が明確であること。
- (2) 県が別に定める項目を活動計画に設定すること。
- (3) 事業の主要な部分を事業主体から他に委託する事業ではないこと。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

都市農村交流対策事業

<事業目的>

農林水産業や農山漁村地域の多面性を活かすことができる「農泊（農山漁村滞在型旅行）」をはじめとする都市農村交流は、平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地における農業以外の所得確保策の1つであり、また、生産意欲の向上や地域住民の生き甲斐創出等、様々な効果があり、“むらづくり”への貢献が期待されています。

本県では、令和3年度末時点で22の農泊地域を有しており、各地域においてその地域ならではの魅力的な体験プログラムを提供していますが、一方で、担い手の高齢化等が課題となっています。

このような状況の中、持続的な都市農村交流の体制構築を支援するため、各地域における人材育成等の取組みを支援します。

<課題>

○体制整備

- ・担い手の高齢化、後継者不足
- ・食、体験、宿泊の連携
- ・中間支援組織の維持

○収益性の向上

- ・やりがい重視の経営形態
- ・コロナ禍での宿泊客減を起因とした経営状況の悪化

○プログラムの造成

コロナ禍で変化したニーズに合わせた宿泊・体験プログラムの不足

○情報発信

HP、SNS等を活用した広報能力の向上

<事業の内容>

概要

都市住民、消費者、子ども等を対象とし、農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な交流に係る以下の取組みを支援します。

事業主体

市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体等
※市町村以外が事業主体となる場合は、市町村の間接補助

対象事業

- (1) 推進体制の整備・調整役の設置
- (2) ワークショップ活動等による地域資源発掘・再評価、地域内の合意形成等の取組み
- (3) 交流担い手の育成・確保
- (4) 受け入れの実施
- (5) 体験活動の安全確保のための器具・機材等整備
- (6) 情報発信機能の強化
- (7) その他、一時的な交流から滞在あるいは複数回来訪への発展に必要な活動

補助率

県1/2以内
(1事業実施主体当たりの補助上限額1,200千円)



研修会開催



モニターツアー



地域資源を活かしたイベント開催



情報発信

中山間農業モデル地区強化事業

<事業目的>

中山間地域の中でも特に条件の厳しい地域において、そこに住む地元住民自らが地域の将来について話し合いを行いながら、地域の農業ビジョンをつくり、その実現に向けて必要な取組みに対して支援します。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域の中でも特に条件が不利な地域においては、農地が狭小なことに加え、担い手不足や高齢化等で生産意欲が低下しています。
- ・ 地域に人が住み続け、集落コミュニティが持続していくためには、一定の収入が確保されていることが必要ですが、厳しい条件の中でそれを個人の取組みだけで実現することは困難です。
- ・ こうした状況を改善するためには、地域ぐるみで話し合いを行い、役割分担や作業の共同化、集落活動の再構築等に向けたビジョンをつくり、その実現に向けた支援が必要になります。

<事業内容>

① 中山間農業モデル地区強化

平成29年度～令和元年度に市町村の推薦により設定した「中山間農業モデル地区」が行う、ビジョン推進に係る活動経費の支援に加え、高単価作物導入のための基盤整備、新規作物導入のための生産施設導入、既存の補助事業の地元負担に対する上乘せ助成等を通じて地域の底上げを図ります。

② 元気な中山間農業づくり

「中山間農業モデル地区」の取組みを参考に新たに取組む集落ぐるみの所得確保を目指す活動に対する支援を行います。

<補助率>

定額、地元負担額の1/10等

<事業主体>

補助事業者：市町村

事業実施主体：土地改良区、JA、農業法人、集落等

<採択要件>

- ① 中山間農業モデル地区（32地区）
- ② 地域振興立法6法（特定農山村、山村、過疎、半島、離島、棚田）の指定地域を対象とした取組みであって、当該地域において地域別農業振興計画を策定していること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

熊本県中山間農業モデル地区強化事業 [①中山間農業モデル地区強化]

必要性

- 中山間地域の急傾斜地においては、生産基盤の条件が特に悪く、スケールメリットを活かした競争力強化が困難です。
- 中山間地域の高齢化による担い手の減少が深刻な問題となっています。
- これらの課題を解決するため、本事業は地域自らが策定したモデル地区農業ビジョンに基づき、基盤整備や施設整備等を実施する地域を総合的に支援します。

事業実施期間

- 21,000千円／1地区を上限。
- 32地区をモデル地区として事業を展開します。

対象地域

平成29年度～令和元年度に市町村の推薦により設定した「中山間農業モデル地区」の32地区

モデル地区の設定

○対象地域の中から平成29年度～令和元年度までに、市町村の推薦を受け、県が設定した1集落若しくは数集落を範囲とする地区

モデル地区農業ビジョンの策定

- ①成果目標を設定することとし、目標年度はビジョン策定から5年目とする。
- ②モデル地区は作成したビジョンを市町村へ提出し承認を受ける。
- ③市町村はビジョンの承認にあたり、あらかじめ地域のプロジェクトチームに協議するものとする。

事業メニュー・補助率(定額助成) 【別表1】

①モデル地区農業ビジョン作成

ビジョン推進支援
 ・複数集落の場合50万円/地区
 ・単独集落の場合30万円/地区
 ※ビジョンを推進するために必要な特産品開発、経営・販売戦略等の調査、担い手の雇用を促進するための助成など。



②基盤整備

事業種類	主傾斜区分 水田1/20以上	主傾斜区分 水田1/100以上	主傾斜区分 畑15度以上	主傾斜区分 畑8度以上
(1)区画拡大	50万円/10a	20万円/10a	35万円/10a	14万円/10a
(2)石積補修	2.5万円/m ²	-	2.5万円/m ²	-
(3)暗渠排水	15万円/10a	15万円/10a	7.5万円/10a	7.5万円/10a
(4)湧水処理	15万円/100m	15万円/100m	15万円/100m	15万円/100m
(5)客土	11.5万円/10a	11.5万円/10a	11.5万円/10a	11.5万円/10a
(6)耕作道路整備	25万円/100m	25万円/100m	25万円/100m	25万円/100m
(7)除礫	20万円/10a	20万円/10a	20万円/10a	20万円/10a
(8)用水路更新	9.5万円/10m	9.5万円/10m	9.5万円/10m	9.5万円/10m
(9)排水路更新	14.5万円/10m	14.5万円/10m	14.5万円/10m	14.5万円/10m
(10)土壌改良	5万円/10a	5万円/10a	5万円/10a	5万円/10a



③施設整備等

事業種類	事業内容	助成単価
(1)栽培施設(簡易ハウス等)の設置	高単価作物を導入するにあたり、導入展示栽培等にハウスが必要な場合の助成	1,500千円 以内 /10a
(2)施設・機械の整備	他の補助事業の要件を満たさない施設や機械が必要な場合の助成	2,000千円以内
(3)農観連携に関する整備	他の補助事業の要件を満たさない農林漁業・農村体験施設等の整備や特産品開発に必要な施設等の助成	2,000千円以内
(4)関連事業の助成	関連事業一覧の助成対象事業の地元または事業実施主体負担分(補助残)がある場合の助成	地元または事業実施主体負担分の10%



②元気な中山間農業づくりについては、P. 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)の<事業内容>(2)を参照。

スーパー中山間地域創生事業

<事業目的>

農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって、活力あふれる持続可能な地域を「スーパー中山間地域」として創生し、県内中山間地域の「広告塔」として魅力を発信するため、地域・市町村・県が一体となって、地域が描く将来像の実現に向けた各種取組みを支援します。

<背景／課題>

農山漁村、特に中山間地域では、少子高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行する一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、都市に住む若者を中心に、「田園回帰」の動きが近年、全国的に広がっています。

この田園回帰の潮流を全国に先駆けて本県中山間地域へ誘導し、持続可能な中山間地域を創り出すためには、農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって活力あふれる持続可能な「スーパー中山間地域」の創生と県内中山間地域の魅力を発信し、移住定住や関係人口の増加へと繋げることが急務となっています。

<事業内容>

スーパー中山間地域の創生のため、県・市町村・地域協議会等が一体となって取り組み、令和3年度に策定された「地域戦略」の実現を支援するとともに、県内の中山間地域の「広告塔」として地域の魅力を発信する。

- ① デジタル技術を活用した高収益作物の導入等
- ② テストマーケティング等の地域戦略の実現に向けた取組みを支援

<補助率> ①国：定額（10／10） ②県：2／3以内

<事業実施主体> 市町村、地域協議会等

<対象地域>

山鹿市菊鹿地域、高森町野尻地域、南阿蘇村地域

（※令和3年度において、候補地域として公募により県が選定した地域）

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

令和5年度スーパー中山間地域創生事業

- 中山間地域は都市部に先行して人口減少や高齢化が進展するものの、田園回帰の潮流から人の流れが期待される
- 農林水産業の柱を持ち、若者の受入れや新たな経済循環等の取組みによって、活力あふれる持続可能となった『スーパー中山間地域』を創生し、県内中山間地域の「広告塔」として魅力を発信することで、関係人口や移住・定住の拡大へとつなげる

<現状・課題>

- 農林水産業を柱とした地方創生の実現には、新たな経済循環等が必要
- 令和3年度から3地域（山鹿市菊鹿地域、高森町野尻地域、南阿蘇村地域）を公募、選定し、各「地域戦略」の策定と取組み実行を支援
- 関係人口等の拡大には、「地域戦略」の実現が急務

<事業概要>

スーパー中山間地域の創生のため、県・市町村・地域協議会等が一体となって取り組み、各地域が策定した「地域戦略」の実現を加速化させるとともに、県内の中山間地域の「広告塔」として、情報発信する。

内容	①デジタル技術を活用した高収益作物の導入等への支援 ②①を除く地域戦略実現への支援	3地域の取組みを情報発信
負担割合	①国（10/10） ②県（2/3以内）	—
事業主体	市町村、地域協議会等	県

<イメージ図>

1 山鹿市菊鹿地域

- 「菊鹿ワイナリー」を核とした交流・関係拠点づくり（周遊プラン・観光商品開発等）
- 「山鹿和栗」のブランディング（生産拡大・加工品開発等）と菊鹿ワインの生産強化



2 高森町野尻地域

- 新たな経済循環を生み出す拠点づくり（ドライフラワーの商品化・販売促進）
- 移住・定住を見据えた体験交流拠点づくり



3 南阿蘇村地域

- 村内レストラン等へ農産物を配送する体制構築等
- 農業みらい公社を核に「農村の景観」を守る取組み（遊休農地での耕作、新規就農者の独立支援）



農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

<事業目的>

中山間地域の特色を活かした多様な取り組みや地域活性化に繋げる優良事例を創出するためのモデル的な取り組み、農村型地域運営組織（農村RMO）のモデル形成等を支援します。

<背景／課題>

食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも、鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれていますが、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域でもあります。

<事業内容>

（１）中山間地農業ルネッサンス推進支援

地域の特色を活かした創意工夫あふれる取り組み及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取り組み等

（２）元気な地域創出モデル支援

農業生産活動を地域活性化に繋げる優良事例を創出するための収益力向上、販売力強化、農用地保全、複合経営及び生活支援の中山間地農業を元気にする新たな取り組み等

（３）地域レジリエンス強化支援

中山間地域等と都市的地域において、自然災害等の不足の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取り組み等

（４）中山間地複合経営実践支援

小規模な農家等が取り組みやすい品目の組み合わせ等により、地域特性に応じた複合経営を実践する取り組み等

（５）農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援

地地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取り組み等

<事業実施主体>

市町村及び地域協議会等（ただし、（５）は複数の集落を含む地域協議会）

<補助率>

（１）定額

（２）定額（事業実施主体当たりの助成単価（単年度あたり上限10,000千円まで）に当該支援の事業年数を乗じた額）

（３）定額（上限5,000千円／事業実施主体）

（４）定額（上限は、農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領による。）

（５）定額（事業実施主体当たりの助成単価（単年度あたり上限10,000千円まで）に当該支援の事業年数を乗じた額）

＜実施要件＞

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 6法指定地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、棚田）及び「農林統計に用いる地域区分」における中間（又は山間）農業地域等を対象とした取組みであること。
- (2) 中山間地農業振興指針第3に基づく市町村将来ビジョンに当該取組み内容が反映されていること。
- (3) 地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の市町村長から事業実施計画の内容について、事前に承認を得ること。
- (4) 事業実施により得た成果は、取組み事例又は取組みに係る手順を示すマニュアルとして整理し、他地域への横展開を図るために活用すること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

61-2 農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 (中山間地農業推進対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織 (農村RMO)」の形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出 (350地区 [令和7年度まで])

<事業の内容>

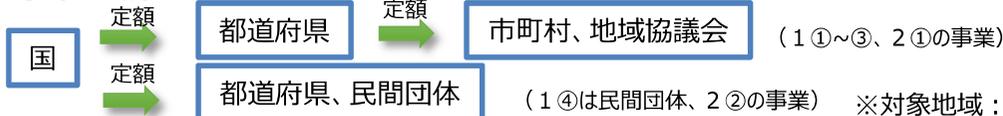
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援
中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援【令和4年度補正予算含む】
収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進します。
【事業期間】最大3年間
【交付率 (上限)】定額 (1,000万円 (年基準額) × 事業年数)
- ③ 地域レジリエンス強化支援
地域レジリエンス強化連携協定に基づく災害時の避難等に関する活動を支援します。
【交付率 (上限)】定額 (500万円/地区)
- ④ 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織 (農村RMO) 形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。
【事業期間】最大3年間
【交付率 (上限)】定額 (1,000万円 (年基準額) × 事業年数)
- ② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上+《デジタル技術》
高収益作物導入

高収益作物の導入+《栽培技術のeラーニング》

イ 販売力強化+《デジタル技術》
高糖度トマト

高品質作物生産+《出荷予測システム構築》

ウ 農用地保全+《デジタル技術》
棚田の保全

農用地保全+《棚田の水管理を遠隔操作》

エ 複合経営+《デジタル技術》
ミニトマト

農業+加工品開発+《自動収穫ロボット》

オ 生活支援+《デジタル技術》

買い物支援+《デジタル技術を活用した生活サービス》

2. 農村RMO形成推進事業

① デジタル技術の導入・定着を含めた調査・計画作成・実証等

農用地保全 地域資源活用 生活支援

② 全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修

円滑に取り組みめるよう既存施策も活用してフルサポート

情報通信環境整備対策 通信環境の整備	農山漁村発イノベーションサポートセンター 経営改善等の伴走支援
農村RMO推進研究会 ノウハウの横展開	INACOME 民間企業のスキル導入

(社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化 (デジタル田園都市国家構想の実現を後押し))

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

中山間地域所得確保推進事業

<事業目的>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援します。

<背景／課題>

中山間地域の農業は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っている一方で、自然的・経済的・社会的条件が不利な上に、平地と比べて高齢化や人口減少が進展しています。

<事業内容>

○中山間地域所得確保推進事業

次のアからエの取組み（いずれかを選択）を踏まえ、中山間所得確保計画を策定し、戦略的に生産から販売までを取り組むことで所得の増加を目指します。

ア 国内市場、海外市場に関するマーケット調査

イ 消費者に対する消費動向調査

ウ 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析

エ 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討

<事業実施主体>

都道府県、市町村、地域協議会（構成員として市町村を含む）又は農業者団体等

<補助率>

定額（上限 5,000 千円／地区）

<実施要件>

- (1) 実施要綱第2の3の(2)に規定する所得確保計画の区域を対象に実施する。
- (2) 計画区域内の受益者数が農業者2者以上（可能な限り区域内の認定農業者を含めるよう努める）。
- (3) 事業区域内の市町村は構成員とならない区域内の認定農業者に対し、本事業で得られる知見・結果等が裨益されるよう情報の共有・周知を図る。
- (4) 実施主体が農業者団体等にあつては、事業実施区域の存する市町村の指導、助言を踏まえた上で事業実施計画を作成する。
- (5) 次のいずれかを所得確保計画の成果目標として設定する。
 - ①販売額の10%以上の増加
 - ②流通・加工コストの10%以上の削減

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

中山間地域所得確保対策〈一部公共〉

【令和4年度補正予算額 18,530百万円（優先枠を設けて実施）】

〈対策のポイント〉

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

〈事業目標〉

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出 [令和6年度まで]

〈事業の内容〉

中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援**します。計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めるものとします。

1. 中山間地域所得確保推進事業

100百万円

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を実施します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を実施します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を実施します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

2. 関連事業による優先枠の設定

18,430百万円

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉

中山間地域所得確保推進事業【1億円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施
 [対象地域] 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等
 [実施期間] 1年間 [交付率(上限)] 定額（500万円/地区）
 [実施主体] 地方公共団体、農業者団体等



関連事業による優先枠の設定【184億円】

- 事業実施計画に以下の関連事業を位置つけた地域は、優先的に採択・配分
- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
 - 産地生産基盤パワーアップ事業
 - 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
 - 鳥獣被害防止総合対策

問い合わせ先：農村振興局地域振興課 渡邊 内線（5638）、直通（03-3501-8359）

指定棚田地域支援促進事業

(中山間地農業ルネッサンス推進事業)

<事業目的>

指定棚田地域の認定を受けた棚田を「指定棚田地域振興活動計画」に基づき実施する活動を支援することにより、本県の棚田の保全と棚田地域の振興を促進します。

<背景／課題>

- ・ 本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、良好な景観形成等の多くの役割を果たしていますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。
- ・ このような状況の中、貴重な国民的財産である棚田の保全と、棚田地域の持続的発展を目的として、令和元年6月に棚田地域振興法が制定されました。本県においても、同法の仕組みを活用し、「指定棚田地域」の指定及び「指定棚田地域振興活動計画」の認定を促進して、県内棚田の保全と棚田地域の振興を図っていく必要があります。

<事業内容>

指定棚田地域振興活動支援

- ・ 認定を受けた指定棚田地域の指定棚田振興活動計画に基づき、協議会等が実施する棚田地域の保全や振興に係る経費の補助
- ・ 他地域へ横展開を図ることが出来るようなモデル的な取組みを支援

<事業主体>

市町村又は協議会

<基準額>

1地区当たり5,000千円以内

<補助率>

定額

<留意事項>

本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で行います。

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

指定棚田地域支援促進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）

<事業目的>

本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等の多面にわたる機能を有していますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。

このような状況の中、令和元年6月に制定された棚田地域振興法の仕組みを活用し、県内棚田の保全と棚田地域の持続的発展を図るため、活動計画認定に向けた調査・体制づくりや、認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援します。

<事業の内容>

棚田地域振興法に基づく、すでに認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき実施する棚田地域の保全や振興に係る取組みを支援します。

対象	対象事業	実施主体	基準額	補助率
指定棚田地域認定地域	指定棚田地域振興活動支援 認定棚田地域振興活動計画に基づき、協議会等の実施する棚田地域保全や振興に係る経費の補助	市町村 または 協議会	1地区あたり 5,000千円 以内	定額



棚田
プロジェクトマッピング

米のブランド化・パッケージ作成 棚田を活用したイベント開催

※本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で実施します。

※中山間地農業ルネッサンス推進事業は、棚田地域振興関連事業の一つです。

<棚田地域振興法とは>

概要

貴重な国民的財産である棚田を保全するとともに、棚田を核とした地域振興を通じて、棚田を将来に継承していくための仕組みを整備した法律です。

支援措置

国の様々な棚田地域振興関連事業において、優先採択や要件緩和などのメリットを受けることができます。但し、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」の指定(事業によっては「指定棚田地域振興活動計画」の認定)を受けることが必要です。

流れ

①「指定棚田地域」の指定申請



②「指定棚田地域振興協議会」の設立



③「指定棚田地域振興活動計画」の策定、認定申請

※指定・認定基準や手続等は、熊本県むらづくり課までお問合せください。

TEL:096-333-2378



鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業 (うち鳥獣被害防止対策関係)

<事業目的>

「えづけSTOP!対策」を合言葉に、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない地域づくりをする取組みを県内に普及します。また、集落や住民組織が主体的に対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進することで、鳥獣による農作物被害の軽減及び農村地域の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・ 本県の鳥獣による農作物被害額は、平成22年度を境に減少傾向であるが、依然として深刻化・広域化しています。特に中山間地では、農業活動への意欲減退等の一因となっています。
- ・ 鳥獣による被害額を減少させるには、野生鳥獣へのえづけをやめること(えづけSTOP!対策)を意識した「地域ぐるみの鳥獣被害対策」に取り組むことが重要です。

<事業内容>

- 1 えづけSTOP!鳥獣被害対策事業
「えづけSTOP!対策」を合言葉とした地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する協議会等への支援
先進地の視察、展示ほ場設置、雑木林・放任果樹・耕作放棄地の伐採及び改善等
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
市町村が作る「被害防止計画」に基づき地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、環境整備・被害防除・有害捕獲等の複数の対策を総合的に取り組む協議会等への支援
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進事業・・・推進会議、被害調査、環境整備、被害防除及び有害捕獲等のソフト対策への支援
(2) 鳥獣被害防止総合対策整備事業・・・侵入防止柵、捕獲獣の焼却又は減容化施設の整備等のハード対策への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 市町村、地域協議会及び協議会の構成員(県定額30万円/地区・60万円/地区)
- 2 市町村、地域協議会等(国1/2(55/100)以内、一部定額)

<採択要件>

- 1 えづけSTOP!鳥獣被害対策事業
 - ・ 被害防止計画(対象鳥獣を掲載しているもの)を作成し、受益戸数が3戸以上であること。
 - ・ 「えづけSTOP!対策」を合言葉に地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組むこと。
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ・ 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - ・ (2)については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(うちジビエ利活用加速化関係)

<事業目的>

野生鳥獣による農作物等被害の対策として、捕獲されたイノシシ、シカ等の肉(＝ジビエ)の利活用を更に拡大するために、くまもとジビエコンソーシアムを核として、生産から流通までの課題に総合的に取組み、複合的な農家所得の確保と特産品の確立につなげます。

<背景/課題>

- ・ 本県では、くまもとジビエコンソーシアムを核とした活動により、捕獲獣のジビエが「くまもとジビエ」として一般に普及しつつありますが、知名度はまだ高くありません。
- ・ ジビエ肉を商品として流通させるためには、実需者のニーズへの対応が必要であり、衛生管理や安定供給、表示等への対応が必須です。
- ・ 捕獲から処理、出荷までを効率的かつ効果的に実施できる体制の構築が急務となっています。

<事業内容>

- 1 くまもとジビエ普及拡大支援事業(くまもとジビエコンソーシアム運営支援)
くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組への支援(各種会議・研修会(衛生管理高度化、処理加工技術向上等)の開催、現地・事例調査、処理施設の個別指導 等)
- 2 くまもとジビエビジネス化推進事業(鳥獣被害防止総合対策事業)
市町村がつくる「被害防止計画」に基づき、捕獲獣の利活用に関する取組を行う地域協議会等への支援(各種研修会や商談会等への参加・開催、商品開発、国産ジビエ認証取得、ジビエOJT研修 等)
- 3 ジビエ処理加工施設整備事業(鳥獣被害防止総合対策事業)
処理加工施設の新設や機器導入等の施設整備への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 くまもとジビエコンソーシアム(県定額※上限あり)
- 2 地域協議会(国定額※上限あり)
- 3 市町村、地域協議会等(国1/2(55/100)以内)

<採択要件>

- 2、3 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ・ 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - ・ 3については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和5年度予算概算決定額 9,603 (10,003) 百万円】
【令和4年度補正予算額 3,700百万円】

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭 [令和5年度まで]）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t [令和7年度まで]）

<事業の内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金

9,603 (10,003) 百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備（侵入防止柵、捕獲技術高度化施設、処理加工施設等）を総合的に支援します。
ア 被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援
イ 鳥類に対する総合的な対策の支援
ウ 既設柵の地際補強資材の支援【令和4年度補正予算含む】 等
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組を支援します。
ア 豚熱発生県でのジビエ利用再開のための体制整備等の支援 等
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行います。
ア 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援【令和4年度補正予算】
イ ジビエを扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援【令和4年度補正予算】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】



【捕獲等の強化】

- ① ICT活用の定着に向けた取組の推進
データを活用した被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援



被害等の可視化、対策への活用

- ② 鳥類に対する総合的な対策の実施

地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援



鳥類の食害を受けたキャベツ

【ジビエ利用拡大に向けた取組】

- ① 広域搬入体制の全国展開

【令和4年度補正予算】
各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開



- ② 豚熱発生県における支援

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制の整備等を支援



- ③ ジビエを扱う飲食店等の拡大

【令和4年度補正予算】
消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施



【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)